

行財政改革推進プロジェクトチーム設置要綱

第1 目的及び設置

持続可能な行政運営をしていくためには、時代の潮流に合わせて、効果の薄い事業を見直し、新たな行政課題への対応や大規模事業への投資等、より効果の高い事業に振り向けることで、全体として市民サービスの確保・向上を図ることが必要であることから、全庁的な事務事業等の点検を実施することを目的とした行財政改革推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

第2 所掌事務

プロジェクトチームは、次に掲げる事項について検討を行う。

- 1 内部管理事務等の点検に関する事
- 2 事務事業の点検に関する事
- 3 公の施設等の点検に関する事
- 4 外郭団体の点検に関する事
- 5 歳入の確保に関する事
- 6 その他必要と認める事

第3 組織

- 1 プロジェクトチームに座長、副座長及び委員を置く。
- 2 座長は市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。
- 4 副座長は、副市長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。
- 6 委員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

第4 会議

- 1 プロジェクトチームの会議は、必要の都度、必要な委員を座長が招集する。
- 2 プロジェクトチームの会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5 幹事会

- 1 プロジェクトチームに行財政改革推進プロジェクトチーム幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は次に掲げる事務を行う。
 - (1) プロジェクトチームの所掌事務の整理及び検討
 - (2) その他プロジェクトチームを円滑に運営するために必要な事務

- 3 幹事会に幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は総務局行政DX推進部長とし、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、必要の都度、必要な幹事を幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

第6 庶務

プロジェクトチームの庶務は、総務局行政DX推進部行政改革推進課及び財政局財政部財政課において処理する。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

別表1

委 員	会計室長
〃	防災危機管理局長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	スポーツ市民局長
〃	経済局長
〃	観光文化交流局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	教育長
〃	消防局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	市会事務局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長

〃	総務局担当局長（企画調整）
〃	総務局行政DX推進部長
〃	財政局財政部長

別表 2

幹 事	会計室会計課長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局行政DX推進部行政改革推進課長
〃	総務局行政DX推進部担当課長（組織定員）
〃	総務局企画部企画課長
〃	総務局総合調整部総合調整課長
〃	財政局総務課長
〃	財政局財政部財政課長
〃	財政局財政部担当課長（財源対策）
〃	財政局財政部担当課長（財政健全化等）
〃	スポーツ市民局総務課長
〃	経済局総務課長
〃	観光文化交流局総務課長
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局企画経理課長
〃	住宅都市局企画経理課長
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	教育委員会事務局総務部企画経理課長
〃	消防局総務部総務課長
〃	消防局総務部担当課長（企画調整）
〃	監査事務局管理課長
〃	人事委員会事務局審査課長
〃	選挙管理委員会事務局選挙課長
〃	市会事務局総務課長
〃	上下水道局企画経理部経営企画課長
〃	交通局営業本部総務部総務課長